

11 番	馬嶋 みゆき 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1 成年後見制度について</p> <p><b>【質問趣旨】</b> 成年後見制度は2000年に始まり、認知症や障害等で物事の判断力が不十分な方の財産管理や身上監護(生活・介護・医療に関する契約等事務)を家庭裁判所から選任された後見人が行える制度。これにより例えば身寄りがなく認知症になってしまった方でも契約が可能となり必要な支援を受けられるようになる。 本市でも今後、高齢化によりニーズは高まると考えることから成年後見制度利用に関する支援について見解を伺う。</p>	<p>(1) 市民後見人について</p> <p>(2) 市長申立てについて</p>	<p>①市民後見人は成年後見制度に関する一定の知識を養成研修で学び、家庭裁判所から後見人として選任されることで、被後見人に寄り添いながら本人の権利や利益を守る役割を担う。第4期「市民後見人養成研修」の本市の受講者数は12名と聞いているが、今後、市民後見人となる候補登録者数の目標について伺う。</p> <p>②被後見人の判断能力や資産額は様々である。市民後見人は弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職ではないため、申立てにあたり推薦する後見人適任者については適切かつ慎重な選定が求められると考える。そこで、選定の基準はどのように考えられているか伺う。</p> <p>③後見開始後には経験が少ない市民後見人が行う事務処理や、様々な対応といった実務についての的確なアドバイス等が必要と考えるが、どのような支援体制が取られているか伺う。</p> <p>① 成年後見制度の利用はメリットも大きいですが、一方で利用を開始すると基本的に中断・解除することは難しく、また、終了するまで発生し続ける費用負担や本人の意思の反映が難しいなどの面もあり、申立て決定に関しては本人にとっての必要性を十分に調査・検討する必要があると考えられる。本人や関係機関等からの情報収集・調査はどのように行われるか伺う。</p> <p>②本人や親族にとって重要な「市長申立て」の決定に関しては、意思決定の過程を明確にし、また申立てに関する事務のチェック等を行うための仕組みが必要と考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

11 番	馬嶋 みゆき 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 地域での支援体制について	<p>③後見人が必要と思われる方の把握から本人や親族の調査、申立ての検討、推薦する後見人の選定などを行い家庭裁判所への申立に2~3ヶ月、さらに申立てから審判確定までに1~2ヶ月を要すると聞いている。この間、例えば訪問販売による被害や経済的虐待など財産侵害の恐れがある場合の「審判前の保全処分」の申立ての必要性についてどのように考えているか伺う。</p> <p>④本市の市長申立て件数は2021年度20件と過去最多となった。今後も利用の増加が予想されるが、成年後見制度利用支援事業の報酬助成や調査等に関わる人員の確保について今後の方針を伺う。</p> <p>① 成年後見開始後も、後見人と本人に身近な親族や地域等の関係者が見守りながら、本人の意思や状態、生活実態を把握し支援を行う必要があるが、地域包括ケアシステムとの連携についてはどのように考えているか伺う。</p> <p>② 後見人が活動する場面は行政機関をはじめ、医療・福祉・介護・金融機関等、幅広い。制度について正しく理解をしていただくことが後見人の活動を円滑にし、また制度のネットワーク作りにも繋がると考えるが、普及について今後どのように取り組んでいくか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。